



生涯サポートコスモ

Vol.19

令和 3年
(2021. 7)

就任のご挨拶

代表理事・会長 飛田 隆志

皆様には、一般社団法人年金トータルサポート・コスモ（以下、社団コスモ）の活動に対し、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、令和3年5月28日の定時社員総会で設樂徹前代表理事・会長の名誉会長就任に伴い、社団コスモの代表理事・会長に就任いたしました。

社団コスモは、平成21年9月に社会保険労務士の有志でスタートした障害年金に関する自主研究会を前身としております。自主研究会で行っていた無料相談会の相談体制の整備や活動内容の充実を図るために平成24年10月に社団コスモを設立し、研鑽のための勉強会は東京都社会保険労務士会の自主研究会「障害年金研究会コスモ」の活動に引き継がれています。



代表理事・会長 飛田 隆志

社団コスモの相談会は、自主研究会時代から続く練馬区の「障害者地域生活支援センターきらら・ういんぐでの無料相談会」が本年3月末で通算123回を数えますが、その他「区民・産業プラザ（ココネリ）と勤労福祉会館での相談会」を加え現在4箇所で開催し、多くの方にご利用いただいております。また、講演会や年金ゼミナール（基本コースおよびプロコース）の開催を行うなど、活動範囲を広げてまいりました。

社団コスモの活動は、今年10月に社団設立から数えて10年目に入ります。「年金受給に関する相談だけでなく、支援する各機関の役割をつなぐことで、精神に障がいをお持ちの方そしてご家族の暮らし全般を質の高いものにするためのお手伝いをしたい」との設立時の理念を踏まえながら、障害年金をはじめとする年金や法人後見の受任体制の整備など関係各位のご期待にお応えし社会貢献を果たせるように、一層、事業内容を充実していきたいと考えております。

足元の社団コスモの活動は、コロナ感染対策を踏まえた会場使用制限・人数制限もあり、相談会や年金ゼミナールの開催などにおいても、関係者や会員の皆様にご不便・ご迷惑をおかけしていることに対しお詫びを申し上げますとともに、ご理解をいただければ幸いです。

会員・賛助会員、関係各位、関係団体の皆様のお力添えをいただき、早く通常通りの活動に戻していきたいと考えておりますので、引き続きのご指導、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

誌名：「生涯サポートコスモ」について

活動のスタートであった障がい者の方をサポートさせていただきたいという思いに、老齢・遺族年金、ライフプラン、就労支援など生涯にわたるサポートを目指す意味を重ねております。

●困ったときのご相談は、NTS コスモにお任せください！

- ①障害年金をはじめとした老齢・遺族を含む年金全般に関するご相談
- ②成年後見 ③ライフプラン ④就労支援およびカウンセリング
- ⑤メンタルヘルス体制の構築

編集
発行

一般社団法人
年金トータルサポート・コスモ
〒176-0025
東京都練馬区中村南1丁目22番8-605号 恒陽鷺宮マンション
TEL:03-3998-9006 FAX:03-3998-9006

HP: <http://www.ntscosmo.com/> E-mail: jimu-kyoku@ntscosmo.com

追悼 田中 修先生

「支援者向け障害年金勉強会」と 障害年金裁定請求手続き を通して

令和3年2月19日に障害年金の支援に携わっている方を対象に、障害年金勉強会が開催されました。ここで講師を担当されました会員の田中修先生が、3月6日に逝去されました。今回は、勉強会での講師、そして障害年金請求手続きを通じて田中修先生を偲びたいと思います。

支援者向け勉強会を振り返って 会員 後藤 勝

私どもコスモが定例で開催しております石神井地域生活支援センター ういんぐ での勉強会において、田中先生は第一部の講師として登壇されました。講義の内容は、「障害年金に関する基礎知識」で障害年金の裁定請求の前提となる3要件を中心にしたものでした。昨年11月より体調を崩され入院加療されていたと伺っておりましたが、1月には退院され自宅療養のかたわら今回の講義の準備を入念にされていたように聞いておりました。

当日は準備なされた力を遺憾なく発揮され、丁寧で熱心な講義をなさいました。後日、受講者アンケートでも好評であったと伺いました。途中でドリンクを飲み一息つく場面もありましたが、終始真摯な姿勢で講義を終えられました。数週間後に先生の訃報に接し、順調に快復されているとばかり思っておりましただけに驚きました。

田中先生とはコスモの相談会を通じて顔見知りとなり、ここでの相談を共同受任し、それが田中先生にとっての最初の実績になればよいねと話しておりました。後日田中先生ご自身で裁定請求手続きを受託され受給に結びつけられたことを他の会員の方から伺いました。先生自身これからもっともっと活躍できるとの確かな手ごたえを感じておられたものと推察し、今回の早すぎるご逝去が残念でなりません。心からご冥福をお祈りいたします。



当日の勉強会の様子～右奥が田中修先生～

障害年金を共同受任して 会員 太楽 昌央

私が田中修先生と障害年金裁定請求手続きを共同受任したのは、昨年10月のことでした。田中先生がメインで私がサブという役割分担でした。私自身は昨年11月1日付けでの開業登録を予定しておりましたので、この時点では受任するつもりはありませんでした。田中先生から一緒にやりましょうというお話をいただきとてもうれしかったのと同時に、田中先生と一緒にしたので非常に心強く感じたのを覚えています。

その後田中先生が体調を崩されたため私が中心になって手続きを進め、何とか12月中の請求することができました。田中先生は、不慣れな私の進め方をさぞかし心配されていたと思います。遠からず田中先生の体調も快復され、裁定請求の結果と一緒に確認できるものと信じておりましたが、2月の支援者向け勉強会でお会いしたのが最後となってしまいました。

3月に入り依頼された方から年金受給決定の連絡があり、大変うれしく思いました。私にとって記念すべき初めての仕事が受給決定という今回の結果に結びついたことについて、田中先生と喜びを分かち合いたかただけに残念でなりません。

「障害年金の受給に向けて」(2) ～受給のための3要件～

今回は、年金制度全般の説明を通して、障害年金についても簡単に説明しました。

我が国の年金制度では、65歳になると「老齢」による「働く能力の低下⇒収入の減少」という状態をカバーするために老齢年金を受給することができます。

障害年金も同じで、一定の障害の状態にあることで「働く能力の低下⇒収入の減少」をカバーするために障害年金を受給することができます。

前号では障害年金を受給するための3つの要件を簡単に説明しましたが、今回からこれらを詳しく見ていきたいと思います。

■ 障害年金受給のための3要件

① 保険に加入していること

⇒初診日に公的年金制度に加入していること = 「初診日要件」

② 保険料を支払っていること

⇒初診日の前日の時点で保険料を一定以上納付していること
= 「保険料納付要件」

③ 保険事故が発生したこと

⇒一定の障害の状態にあること = 「障害等級要件」

■ 初診日要件について

障害年金を請求するうえでもっとも重要な日です。具体的には障害の原因となった傷病を発症し、初めて医師の診療を受けた日です。

この初診日は、その前日の時点で一定以上の保険料を納付していることを満たしていることの基準日になり、とても重要な期日です。

※医師の診療を受けたというのは、障害の原因となった傷病について、医師または歯科医師の診療を受けたことを、証明により確認できることが必要です。障害の原因になった傷病を発症した日とは異なります。また、正しい病名が診断された日とは限らないことにも注意いただきたいと思います。

なお、同じ傷病で転院した場合は、一番最初に医師または歯科医師の診療を受けた日になります。

※証明は、医師または歯科医師による「受診状況等証明書」を提出することになります。が、年月が経ち証明書の元になるカルテ等が保管されていない場合や病院・医院を廃業したなどの理由で証明を受けることができない場合もあります。

このような場合には、「受診状況等証明書が添付できない申立書」をつけることになります。具体的には、診察券、お薬手帳や健康診断の記録、健康保険の給付記録など初診日が一定の期間内にあることを示す参考資料を添付することで審査の上、本人が申し立てた初診日が認められる場合があります。

また、第三者（隣人・友人・民生委員など）による証明書を添付することで初診日を証明する参考書類とすることもできます。
(次号に続く)

「活動の記録」：（令和3年1月～6月）

- ① 無料年金相談会
 - 第121回：令和3年 1月10日(日)きらら
 - 第122回： 2月 7日(日)ういんぐ
 - 第123回： 3月 7日(日)きらら
 - 第124回： 4月 4日(日)きらら
 - 第125回： 5月 9日(日)ういんぐ*中止
 - 第126回： 6月 6日(日)きらら
- ② 年金相談会（障害/遺族/高齢、成年後見）:Coconeri
 - 第86回：令和3年 1月16日(土)*中止
 - 第87回： 2月20日(土)
 - 第88回： 3月27日(土)
 - 第89回： 4月17日(土)*中止
 - 第90回： 5月15日(土)
 - 第91回： 6月19日(土)
- ③ 年金無料相談会：勤労福祉会館
 - 第52回：令和3年 1月09日(土)
 - 第53回： 2月13日(土)
 - 第54回： 3月13日(土)
 - 第55回： 4月10日(土)
 - 第56回： 5月08日(土)
 - 第57回： 6月12日(土)
- ④ 第8回 年金ゼミナールプロコース（全4回）
※コロナ禍に伴う感染防止により中止
- ⑤ 障害年金講座/勉強会
 - 令和3年1月17日(日)きららと共催
 - 2月19日(金)ういんぐと共催
- ⑥ 第9回定時社員総会
 - 令和3年5月28日(金)

「今後の予定」：（令和3年7月～10月）

- ① 無料年金相談会
 - 第127回：令和3年 7月 4日(日)ういんぐ
 - 第128回： 8月 8日(日)きらら
 - 第129回： 9月 5日(日)ういんぐ
 - 第130回： 10月 3日(日)きらら
- ② 年金相談会（障害/遺族/高齢、成年後見）:Coconeri
 - 第92回：令和3年 7月17日(土)
 - 第93回： 8月22日(日)
 - 第94回： 9月18日(土)
 - 第95回： 10月10日(日)
- ③ 年金無料相談会：勤労福祉会館
 - 第58回：令和3年 7月10日(土)
 - 第59回： 8月14日(土)
 - 第60回： 9月11日(土)
 - 第61回： 10月09日(土)

※年金相談会は、コロナ禍により日程変更または中止となる可能性があります

無 料 年 金 相 談 会 の ご 案 内

1. 開催場所および開催日

開催場所		開催日（原則）
きらら	豊玉すこやかセンター6階 （練馬駅中央口 徒歩5分）	偶数月・第1日曜午後
ういんぐ	石神井保健相談所内 （石神井公園駅南口 徒歩8分）	奇数月・第1日曜午後
Coconeri	区民・産業プラザ （練馬駅北口直結）	毎月・第3土曜午後
勤労福祉会館	練馬区立勤労福祉会館1階 （大泉学園駅南口 徒歩3分）	毎月・第2土曜午後

2. 申込み方法：

- きらら・ういんぐ、Coconeri：申込書によりFAXまたは、コスモHPの
問い合わせフォーム（<http://ntscosmo.com/>）にてお申込みください。
- 勤労福祉会館：直接電話で申し込みください。☎03-3923-5511